

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について

医療職の被扶養者の方が、本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する場合については、例年になく対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別な事情を踏まえ、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、収入確認の際には収入に算定しないこととします。

対象期間は令和3年4月から令和6年3月末(ワクチン接種の実施期間)です。

手続き等不明な点は各所属の共済事務担当者に確認してください。